

【個人・法人申請】 実績報告書・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類			
提出書類名称	確認事項	チェック欄	備考
1 第3号様式 「助成金事業実績報告書(個人・法人用)」	・個人または法人が申請する場合の様式	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 設置機器の売買等契約書(写し)	・売買等契約書の日付が 交付決定日より後 のものであること 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容	<input type="checkbox"/>	・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3 設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳(原本)	・領収書の日付が令和4年4月1日から令和8年9月30日までの間のものであること(※1) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※ 但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・会社の定める様式で領収書の内訳を作成すること	<input type="checkbox"/>	(※1) 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。 なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4 設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること)
5 対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器が写ってなくても可 ・対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	<input type="checkbox"/>	
6 対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	<input type="checkbox"/>	蓄電池ユニットのみ

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
7	口座情報の写し	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容が記載されていること ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること	<input type="checkbox"/> ・預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
8	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・接続契約のご案内(写し) ※太陽光発電システムの系統連携に伴う電力会社との契約締結後の写し ※「発電出力(kw)」の記載があること	<input type="checkbox"/> 【太陽光を同時に新規で設置した場合提出が必要】 ※既設の場合は提出不要
9	重要事項証明書等 (住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第18条、第19条、第23条及び第24条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(助成金申請の手引きを参照) 	<input type="checkbox"/> 【住宅供給事業者が申請する場合に必要】
10	その他会社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>